



同時発表先：三次記者クラブ

令和8年1月14日

今年も伐採木を無償配布します ～「薪」や「きのこの原木」に活用してみませんか～

三次河川国道事務所では、河川内の樹木を、資源として有効活用を図るため、工事で発生した伐採木を先着順で無償で配布します。

配布を希望される方は、三次河川国道事務所のwebサイトをご確認いただき、吉田流域治水出張所までお問い合わせ下さい。

1. 配布場所：**三次市十日市東 十日市親水公園（別紙-2参照）**
2. 配布日：**令和8年2月10日から13日 14時～16時（※祝日を除く）**
3. 申込方法：別紙-3「申込書兼確認書」を三次河川国道事務所WEBサイト（下記参照）よりダウンロード、必要事項を記載のうえ、配布日当日に現地職員へ提出してください。
4. 配布方法：配布は現地での**先着順**とします。（無くなり次第終了）

種類：雑木（ヤナギ等）、数量：1,500本程度（全体）、長さ：100cm程度、直径：15cm程度の配布を予定しています。

※1台当たりの配布数量に制限はありませんが、多数の方に配布できよう調整させていただく場合があります。

配布終了、天候不良により配布延期とする場合は、三次河川国道事務所WEBサイト、Xでお知らせしますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

国土交通省三次河川国道事務所

副所長（河川）

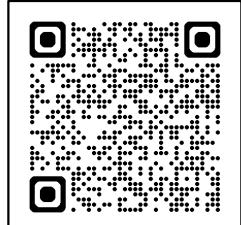
【担当】 河川管理課長

【現場担当】 吉田流域治水出張所長

河村 もりわき	昭 ひさし
森脇 なかもと	央 まさゆき
中土 なかじ	正之 まさゆき

<三次河川国道事務所WEBサイト>

<https://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/river/control/muryouhaifu.html>

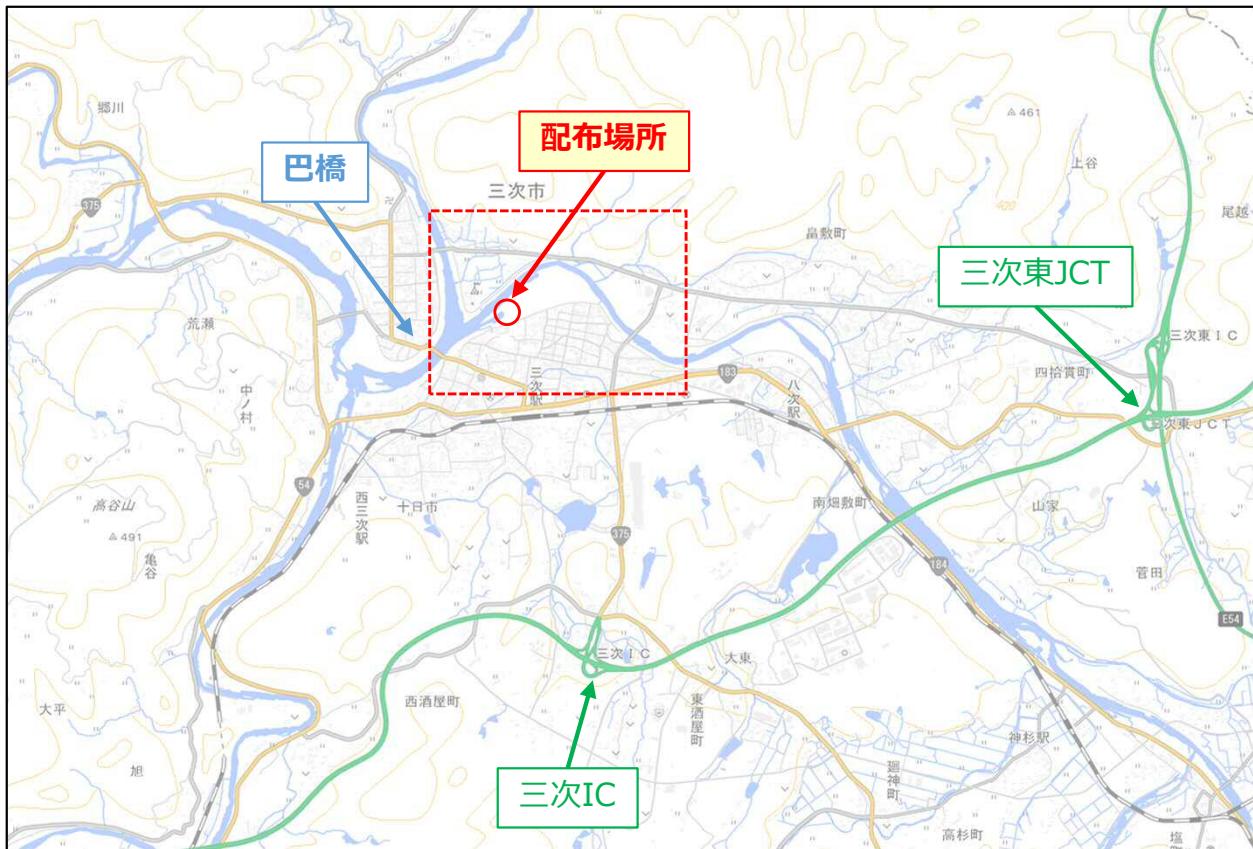


三次河川国道事務所
X二次元バーコード

◎留意事項

- ①配布は現地での先着順とし、合わせて申込書に必要事項を記載のうえ、現地職員に提出してください。
- ②配布する伐採木がなくなり次第終了します。
- ③配布当日は混雑が予想されますので、現地では係員の指示に従ってください。
- ④伐採木は、長さ100cm程度,直徑15cm程度の大きさに切っています。
- ⑤車両へ伐採木を積む際は、過積載とならないよう注意してください。
- ⑥ダンプトラックで搬出を行う場合は、2t以下のダンプトラックのみ搬出可能とします。
- ⑦多量に積み込みをされている場合は、積み込みを打ち切らせていただくことがあります。
- ⑧積み込みは各自でお願いします。
- ⑨現地での事故やケガ、第三者に損害を及ぼした場合、または苦情等を受けた場合は、自己責任の範囲とし、三次河川国道事務所は一切の責任を負いません。
- ⑩配布後に違法行為（不法投棄等）の無いよう各自の責任において適切に管理してください。
- ⑪配布する伐採木の品質については、三次河川国道事務所は一切の責任を負いません。
- ⑫伐採木の配布に、時間がかかる場合もありますので、ご了承ください。
- ⑬天候不良により配布延期とする場合は、三次河川国道事務所WEBサイト、Xにて、配布当日の12時までにお知らせしますので、ご了承ください。

配布場所（広島県三次市十日市東 十日市親水公園）



拡大地図



申込書兼確認書

令和8年 月 日

<申込者>

氏名:

住所:

電話番号:

1. 搬出を希望する河川産出物の使用目的

- 薪 炭焼き ほだ木 ガーデニング材料 その他
()

2. 搬出物の種類及び数量

種類: 雜木 (ヤナギ等)

数量: 本

3. 搬出方法

- 軽トラック 乗用車 ダンプトラック その他 ()
(2t以下)

※この申込書にご記入いただいた内容は今後の河川管理の参考としますので、公表されるとは決してありません。また、個人情報については、伐採木の無償配布の目的以外の用途に使用することは一切ありません。

確 認 書

令和8年2月 日

申込者 氏名_____様

申込みのあった上記内容について、確認しました。

国土交通省中国地方整備局
三次河川国道事務所長
(公印省略)

※本申込用紙の提出により、配布対象の伐採木無償配布に限り、河川法25条について許可する。